



茨城県報

第 390 号

令和 5 年 (2023年) 3 月 13 日

月 曜 日

目 次

規 則	ページ
(人 事 委 員 会)	
●職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………	1
告 示	
●土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定 (資源循環推進課) ……	2
●知事指定薬物の指定 (薬務課) ……	4
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者 の指定 (2 件) (障害福祉課) ……	4
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の 廃止 (3 件) (障害福祉課) ……	5
●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (3 件) (中小企業課) ……	5
●木材業者等としての登録票の書換え (林政課) ……	8
●特定漁業者の共済契約の締結の申込みの同意成立の届出 (漁政課) ……	9
●定款変更の認可 (農村計画課) ……	9
●道路の供用の開始 (道路維持課) ……	9
●事業計画の変更の認可 (下水道課) ……	9
(選 挙 管 理 委 員 会)	
●直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数……………	10
公 告	
●基本測量の実施 (用地課) ……	12
●公共測量の終了 (用地課) ……	12

規 則

(人 事 委 員 会)

茨城県人事委員会規則第 5 号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 13 日

茨城県人事委員会委員長 足 立 勇 人

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則 (平成元年茨城県人事委員会規則第 10 号) の一部を次のように改正する。

第16条第5項中「もの」を「者」に、「平成6年国家公安委員会規則第18号」を「令和4年国家公安委員会規則第15号」に改める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

茨城県告示第267号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和5年3月13日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 指定する区域

猿島郡境町大字下小橋字蟬野838番3の一部（別図のとおり）

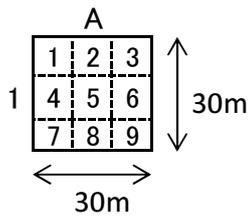
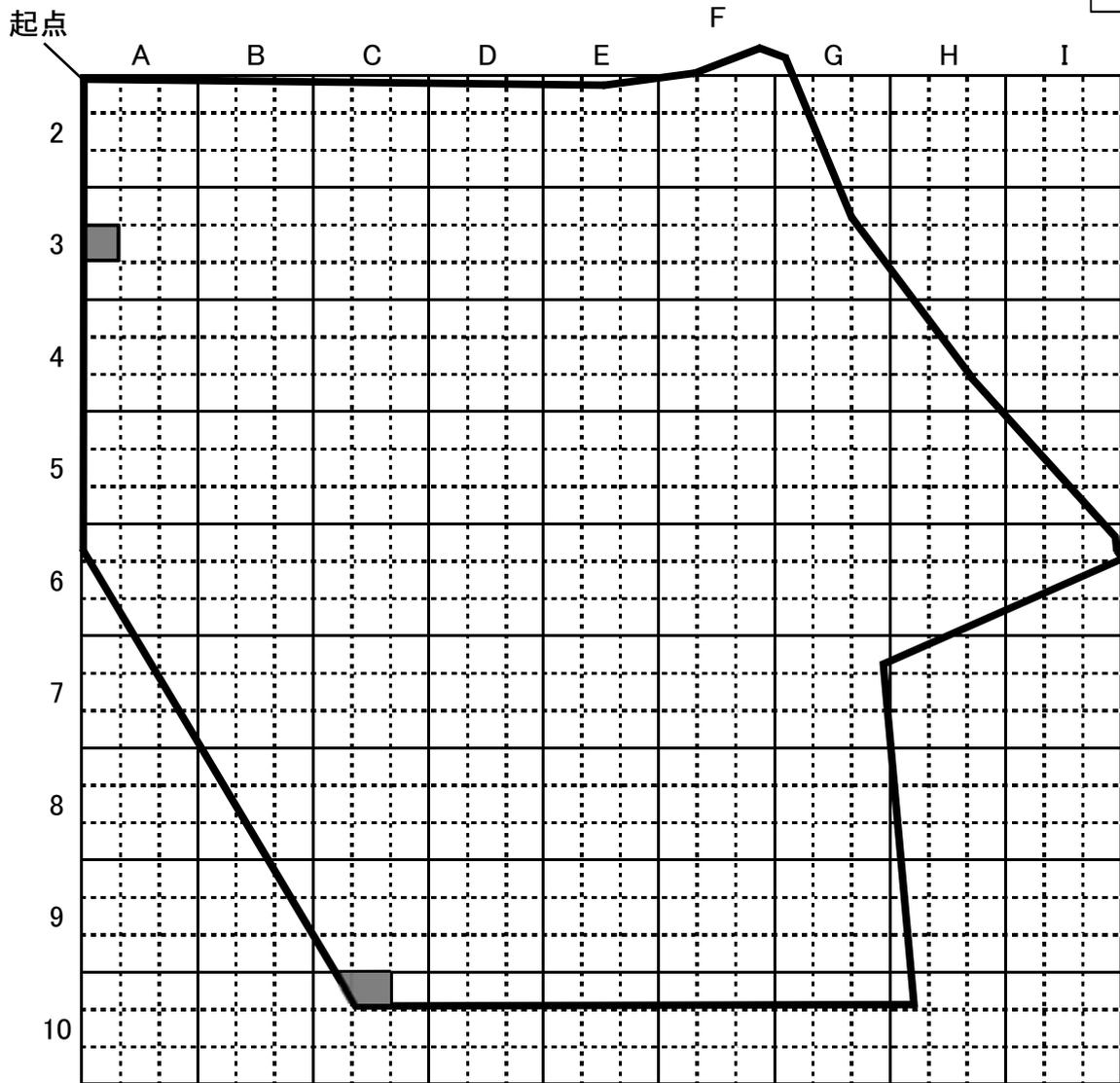
2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特有害物質の名称

六価クロム化合物

3 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置

規則別表第6の1の項の中欄に規定する「地下水の水質の測定」

別 図



< 凡 例 >

■ : 要 措 置 区 域

— : 土 壤 污 染 状 况 调 查 范 围

茨城県告示第268号

茨城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年茨城県条例第53号）第10条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和5年3月13日

茨城県知事 大井川 和彦

1 知事指定薬物の名称

- (1) N—(4—フルオロフェニル)—N—[1—(2—フェニルエチル)ピペリジン—4—イル]フラン—2—カルボキシアミド及びその塩類
- (2) N—エチル—N—メチルトリプタミン及びその塩類
- (3) (8R)—N, N—ジエチル—6—メチル—1—ペンタノイル—9, 10—ジデヒドロエルゴリン—8—カルボキシアミド及びその塩類
- (4) 1—[1—(3—メチルフェニル)シクロヘキシル]ピロリジン及びその塩類

2 指定の理由

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用を有し、かつ、人の身体に使用された場合に人の健康に被害が生ずると認められ、県の区域内において濫用されるおそれがあるため

3 指定の効力が発生する日

令和5年3月13日

茨城県告示第269号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和5年3月13日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0810700328	あやめはうす結城	茨城県結城市大字結城字砂窪12011-1	株式会社ファーストナース	東京都港区新橋二丁目12番16号	令和5年3月1日	短期入所
0820700227						共同生活援助

茨城県告示第270号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和5年3月13日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0812101038	グループホームふわふわひたちなか	茨城県ひたちなか市馬渡2974-94	株式会社恵	愛知県名古屋市長区鳴海町字上汐田12番地	令和5年3月1日	短期入所
0822100939						共同生活援助

茨城県告示第271号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和5年3月13日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0810300046	ヤックスヘルパーステーション土浦	茨城県土浦市真鍋新町7-4	株式会社ヤックスケアサービス	重度訪問介護	令和4年11月30日

茨城県告示第272号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和5年3月13日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0814200010	八千代町社会福祉協議会指定障害福祉サービス事業所	茨城県結城郡八千代町菅谷1033八千代町保健センター内	社会福祉法人 八千代町社会福祉協議会	居宅介護 重度訪問介護	令和5年3月31日

茨城県告示第273号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和5年3月13日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0822100905	スマイルくらぶ	茨城県ひたちなか市勝田泉町4番17	株式会社スマイルフューチャー	共同生活援助	令和5年3月31日

茨城県告示第274号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和5年3月13日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

たつのこまち龍ヶ崎モール

龍ヶ崎市中里二丁目1番2

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

令和 4 年 12 月 26 日

イ 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 橋本 勝

(変更後) 代表取締役 大山 一也

(3) 届出年月日

令和 4 年 12 月 19 日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第 275 号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 13 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

QizMALL 龍ヶ崎

龍ヶ崎市小通幸谷町榎本 288 番地

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

令和 4 年 12 月 26 日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 届出年月日

令和 4 年 12 月 16 日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第 276 号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第

3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 13 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

QizMALL 龍ヶ崎

龍ヶ崎市小通幸谷町榎本 288 番地

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

令和 4 年 12 月 26 日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 10,896㎡

(変更後) 15,809㎡

(イ) 駐車場の収容台数

(変更前) 1,005 台

(変更後) 530 台

(ウ) 駐輪場の位置

(エ) 廃棄物等の保管施設の位置

(オ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時 (一部午前 10 時、午前 0 時)

閉店時刻 午後 10 時 (一部翌午前 5 時、翌午前 0 時)

(変更後) 開店時刻 午前 9 時 (一部午前 0 時)

閉店時刻 午後 10 時 (一部翌午前 0 時)

(カ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 24 時間 (一部午前 8 時 30 分～午後 10 時 30 分)

(変更後) 24 時間 (一部午前 6 時～午後 9 時)

(3) 届出年月日

令和 4 年 12 月 16 日

2 市町村の意見

事 項	龍ヶ崎市からの意見の概要
ア 歩行者の通行の利便の確保等について	・これまで同様、駐車場内への横断歩道設置、出入口への停止線設置、混雑時の警備員配置など、歩行者が駐車場から店舗へ横断する際の安全確保に十分配慮すること。
イ 騒音・振動・悪臭・照明等について	・周辺に第一種住居地域や第一種中高層住居専用地域があることから、周辺住民等に対して十分な配慮をすること。 ・荷さばき施設については、住宅に近い場所に位置している箇所もあることから、深夜から早朝 (午後 10 時から翌午前 6 時まで) の間に荷さばき作業を行う際には、騒音等の発生について十分な配慮をすること。 ・室外機などの機器等から発生する低周波騒音について、必要に応じて対策を講じること。 ・テナント内の店舗において、営業時間を 24 時間に変更する場合は、営業に伴う照明及び駐車場の利用、荷さばき作業の実施等に制限を設けるなど、周辺住民等に対

ウ 騒音・振動規制法による規制基準遵守について	<p>して十分な配慮をすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そのほか、苦情等が発生した場合には、早急な解決に向けて、誠意を持って対応すること。
エ 廃棄物に係る事項について	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制法及び振動規制法にかかる特定施設を新たに設置する場合や特定建設作業を伴う建設工事を行う場合は、遅滞なく届出を行い、規制基準等を遵守すること。
オ 屋外広告物の掲出について	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令を遵守し適正に管理すること。 ・浄化槽排水及び雨水貯留排水の当該敷地に隣接する水路（法定外水路）への放流に係る許可申請手続き。 ・浄化槽法定検査の受検、管理者変更書類の提出。
カ 防犯対策・青少年の非行防止について	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の掲出について、同一建物内に複数の店舗があり、既に多くの広告物が掲出されているため、掲出できる広告物に制限がある。 ・警察の夜間パトロールの実施。

理 由

ア	・歩行者が駐車場から店舗に入る際に駐車場内道路を横断する必要があるため。
イ	・周辺住民等を考慮し、住環境を守るため、必要な措置を講じる必要があるため。
ウ	・騒音規制法及び振動規制法に係る特定施設を新たに設置する場合や、指定されている種類の建設作業機械を使用する際には、必要に応じて基準を遵守するための措置や整備を行う必要があるため。
エ	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法などの関係法令に基づき、適正な管理義務があるため。 ・当該敷地から排出される浄化槽排水及び雨水貯留排水を、隣接する水路（法定外公共物）を使用（排水管の接続等）して放流している場合には、龍ヶ崎市法定外公共物管理条例及び同条例施行規則に基づき、「龍ヶ崎市法定外公共物等使用許可申請書」を提出し、許可を得る必要があるため。 ・浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているか、浄化槽法で義務付けられた検査を受ける必要があるため。また、管理者が変更となった場合、浄化槽管理者変更報告書の提出が必要のため。
オ	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物掲出に当たっては、既に営業している店舗の広告物が掲出されており、茨城県屋外広告物条例により一建築物当たりの掲出可能面積が定められていることから、掲出に当たっては掲出済み店舗と十分な調整が必要となる。 ・事前に管理会社へ掲出可能広告物について確認すること。また、広告物の掲出に当たっては許可を取得すること。
カ	・24時間の営業が可能な店舗となり、防犯対策や青少年の非行防止の観点から、警察の夜間パトロールの実施が望ましいと考えられるため。

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第277号

茨城県木材業者等登録条例（昭和36年茨城県条例第6号）第8条第1項の規定に基づき、次の者を木材業者等として登録票の書換えを行った。

令和5年3月13日

茨城県知事 大井川 和 彦

区 分	登録番号	登 録 年月日	住 所 (所在地)	氏 名 (代表者氏名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種	備 考
						所在地	名 称		
変更前	2008	R4.8.1	日立市留町字北河原2435-9	藤 田 博	株式会社藤田木材	住所と同じ	商号と同じ	製材業	
変更後	同上	同上	日立市留町2435-6	同上	同上	住所と同じ	同上	同上	

茨城県告示第278号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の加入区及び区分に関する届出を審査した結果、同法第108条第2項の規定による同意があったと認める。

なお、同項の規定による共済契約の締結の申込み又は規約の設定の義務は、令和5年3月17日から発生する。

令和5年3月13日

茨城県知事 大井川 和彦

発起人の住所及び氏名	加入区	区分
北茨城市平潟町225-2 松川 浩幸 外1名	北茨城 加入区	定置漁業のほか網漁具を定置して営む漁業、総トン数が5トン以上20トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業、総トン数10トン以上の漁船により棒受網を使用して営む漁業及び漁船の合計総トン数が20トン以上100トン未満の漁船によりまき網を使用して営む漁業
北茨城市平潟町1718 鈴木 富士夫 外1名		平潟漁業協同組合に所属して行う小型漁船漁業
北茨城市大津町1284-1 小松 重一 外1名		大津漁業協同組合に所属して行う小型漁船漁業

茨城県告示第279号

下幡木土地改良区から令和4年10月4日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により令和5年3月7日認可した。

令和5年3月13日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和5年3月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月13日

茨城県知事 大井川 和彦

- 路線名 県道 富岡玉造常陸太田線
- 供用開始の区間 常陸太田市下利員町字辻796番2地先から
常陸太田市下利員町字辻798番1地先まで
- 供用開始の期日 令和5年3月14日

茨城県告示第281号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年3月13日

茨城県知事 大井川 和彦

- 施行者の名称

五霞町

2 都市計画事業の種類及び名称

岩井・境都市計画下水道事業五霞町公共下水道

3 事業施行期間

昭和57年2月4日から

令和7年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

~~~~~  
(選挙管理委員会)

**茨城県選挙管理委員会告示第7号**

令和5年3月1日現在の地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数は、次のとおりである。

令和5年3月13日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学

1 地方自治法第74条第1項の規定による県条例の制定又は改廃の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

48,091人

2 地方自治法第75条第1項の規定による県の事務の執行に関する監査の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

48,091人

3 地方自治法第76条第1項の規定による県議会の解散の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

400,563人

4 地方自治法第80条第1項の規定による県議会議員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

|             |         |
|-------------|---------|
| 水戸市・城里町 選挙区 | 80,794人 |
| 日立市 選挙区     | 49,206人 |
| 土浦市 選挙区     | 39,472人 |
| 古河市 選挙区     | 39,276人 |
| 石岡市 選挙区     | 20,520人 |

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 結 城 市 選挙区       | 13,714 人 |
| 龍ヶ崎市・利根町 選挙区    | 25,820 人 |
| 下 妻 市 選挙区       | 11,446 人 |
| 常総市・八千代町 選挙区    | 21,829 人 |
| 常陸太田市・大子町 選挙区   | 18,933 人 |
| 高萩市・北茨城市 選挙区    | 19,729 人 |
| 笠 間 市 選挙区       | 20,990 人 |
| 取 手 市 選挙区       | 30,410 人 |
| 牛 久 市 選挙区       | 23,471 人 |
| つ く ば 市 選挙区     | 65,208 人 |
| ひたちなか市 選挙区      | 43,716 人 |
| 鹿 嶋 市 選挙区       | 18,622 人 |
| 潮来市・行方市 選挙区     | 16,862 人 |
| 守 谷 市 選挙区       | 18,916 人 |
| 常 陸 大 宮 市 選挙区   | 11,487 人 |
| 那 珂 市 選挙区       | 15,347 人 |
| 筑 西 市 選挙区       | 28,374 人 |
| 坂東市・五霞町・境町 選挙区  | 23,234 人 |
| 稲敷市・河内町 選挙区     | 13,411 人 |
| かすみがうら市 選挙区     | 11,330 人 |
| 桜 川 市 選挙区       | 11,284 人 |
| 神 栖 市 選挙区       | 25,902 人 |
| 鉾田市・茨城町・大洗町 選挙区 | 26,064 人 |
| つくばみらい市 選挙区     | 14,295 人 |
| 小 美 玉 市 選挙区     | 13,595 人 |
| 東 海 村 選挙区       | 10,562 人 |
| 美浦村・阿見町 選挙区     | 17,691 人 |

5 地方自治法第81条第1項の規定による知事の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

400,563 人

6 地方自治法第86条第1項の規定による副知事、県選挙管理委員、県監査委員又は県公安委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

400,563 人

7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその

40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

400,563人

## 公 告

### ●基本測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年3月13日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 測量計画機関 国土交通省 国土地理院
- 2 作業種類 基本測量(超長基線測量)
- 3 作業期間 令和5年4月1日から  
令和6年3月31日まで
- 4 作業地域 石岡市

### ●公共測量の終了

測量法(昭和24年法律第188号)第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年3月13日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 測量計画機関 鉾田市
- 2 作業種類 公共測量(空中写真撮影)
- 3 作業終了日 令和5年2月28日
- 4 作業地域 鉾田市全域(207.60km<sup>2</sup>)

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行)  
(休日の場合は繰下発行)

発行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029(301)1111(代)